

秋田県重度訪問介護従業者養成研修事業実施要綱

1 目的

この要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。）の規定に基づき秋田県又は秋田県が指定する事業者が行う重度訪問介護従業者養成研修について定め、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有す障害であって、常時介護を必要とする障害者等のニーズに対応するために必要な知識及び技術を有する重度訪問介護従業者の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、秋田県又は秋田県が指定する事業者とする。

3 受講対象者

受講対象者は、原則として、重度訪問介護従業者として従事することを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事している者とする。

4 研修の内容

研修は、告示別表第二（以下「基礎課程」という。）、告示別表第三（以下「追加課程」という。）、告示別表第四（以下「統合課程」という。）、及び告示別表第五（以下「行動障害支援課程」という。）に定める研修とし、目的、受講対象者、研修時間及びカリキュラムは、次のとおりとする。

（1）目的

①基礎課程

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

②追加課程

基礎課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の障害者に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を習得することを目的として、基礎課程を修了した者を対象として行われるものとする（ただし、基礎課程と追加課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。）。

③統合課程

基礎課程、追加課程及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚令49号)附則第4条及び第13条に係る別表第3第1号の研修課程(以下、「喀痰吸引等研修第3号研修基本研修部分」という。)を統合したものとして行われるものとする

④行動障害支援課程

重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、当該障害者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

(2) 研修時間

①基礎課程 10時間

②追加課程 10時間

③統合課程 20.5時間

④行動障害支援課程 12時間

(3) カリキュラム

別紙1「重度訪問介護従業者養成研修課程カリキュラム」のとおり。

5 研修の方法

研修は、講義、演習及び実習により行うものとする。

なお、統合課程のうち、喀痰吸引等研修第3号研修基本研修部分に係る科目については、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について(喀痰吸引関係)」(平成23年11月11日社援発1111第1号通知)、「喀痰吸引等研修実施要綱について」(平成24年3月30日社援発0330第43号通知)、その他関係規定に基づいて行われること。

6 科目の免除

- (1) 研修課程の全部又は一部科目を免除することができる場合の受講者の保有する資格又は実務経験等及び免除科目については、別紙2に定めるとおりとする。
- (2) 事業の実施主体は、研修課程の一部科目を免除しようとする場合にあっては、当該受講者から、その保有する資格又は実務経験等を証する書類等の提出を求めるものとする。

7 履修期間

各課程の研修期間については、次のとおりとする。

- (1) 基礎課程、追加課程及び行動障害支援課程の修了認定のための履修期間は、

1 か月以内とする。ただし、受講生に病気等のやむを得ない事情がある場合については、2 か月以内とする。

(2) 基礎課程と追加課程を同時並行的に実施する場合の履修期間は、原則 2 か月以内とする。ただし、受講生に病気等のやむを得ない事情がある場合については、4 か月以内とする。

(3) 統合課程の修了認定のための履修期間は、2 か月以内とする。ただし、受講生に病気等のやむを得ない事情がある場合については、4 か月以内とする。

8 修了の認定

事業の実施主体は、全科目を履修した者に対して修了の認定を行い、修了の認定を行った者に対して、別記様式による修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付するものとする。

ただし、統合課程においては、喀痰吸引等研修第 3 号研修基本研修部分に係る科目は「喀痰吸引等研修実施要綱について」（平成24年 3 月30日社援発0330第43号通知）に基づき修得の程度を審査した上で、修了の認定を行わなければならない。

9 名簿の管理

(1) 事業の実施主体は、カリキュラムに定める全科目を履修し修了証明書を交付する者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し管理するとともに、知事に当該名簿を提出するものとする。

(2) 知事は、事業の実施主体から提出された名簿を適正に管理するものとする。

10 研修の教材

教材は、各課程のカリキュラム内容を網羅し、研修を効果的に実施できるものを使用するものとする。

また、テキストに加え、副読本の活用や視覚教材の活用を図るものとする。

11 事業者の指定

知事は、秋田県内において、重度訪問介護従業者養成研修について、事業者の指定を行うこととする。

なお、指定について必要な事項は、本要綱に定めるもののほか別途定める。

附則

この要綱は、令和 3 年 8 月 2 7 日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。